

宝永期柳沢家の甲府城殿舎について

渡辺洋子

はじめに

「棟に棟、門に門を並べ、作り並べし有様は、是ぞ甲府の花盛り、時を得たりと見えにけり。」

『兜島雑記』中のこの記載は柳沢家統治時代を迎えた近世甲府の隆

盛を示す表現として、多くの研究に引用されている。宝永元年（一七〇四）、前領主の甲府家徳川綱豊は將軍家の養嗣子となり、代わりに一二月柳沢吉保が甲府城主に任せられた。吉保は江戸で執務にあたり甲府に常住することはなかったが、甲府城に初めて殿舎を造営した。統いて宝永六年に襲封した子の吉里が翌七年五月、甲府に入城した。いわば近世甲府にとって全盛期ともいえる柳沢時代であるが、この時造営された甲府城殿舎に関してはそれを直接対象とする研究がほとんど行われていないようである。尤も甲府城城郭については『甲府城総合調査報告書』、『日本城郭大系 第8巻』等の先行研究があるが、城郭内部の殿舎や附屬建築物群については第二義的な扱いにとどまっている。

本稿では宝永年間に造営された柳沢家の甲府城殿舎を建築的に明

らかにすると同時に、造営を担った職人の構成を探る。そして甲府の都市建築職人にとって、柳沢家領有期が持つ意義について若干の考察を試みる。

一 柳沢家による殿舎造営

柳沢吉保、吉里が甲府を領有した宝永元年（一七〇四）から享保九年（一七二四）のほぼ二〇年間は、その検地や甲州金改鑄が後に残した悪弊があつたにせよ、甲府に発展と繁栄をもたらした時代として一般に評価されている。特に文化的側面においてその意義は大きく、『裏見寒話』にも柳沢家臣団の甲府到来により、武士の生活物資を甲府で調達しうる状況になったという指摘がある。

柳沢二代による甲府の都市変革は第一に甲府城殿舎造営、第二に市街全域の再整備の形で具現化された。甲府に居を構える領主とその大家臣団を受容すべき設備が整えられていった。柳沢家の業績を知る上で欠かせない史料として、吉保の藩政記録である『楽只堂年録』、同じく吉里の『福寿堂年録』が挙げられ、これらは奈良県大和郡山市の柳沢文庫に収蔵されている。『楽只堂年録』によれば、

吉保は宝永二年二月に甲府城の受領が済む⁽³⁾と、閏四月には甲州各地の関所の修復を上申し⁽⁴⁾、九月に甲府城内外の門等の名称を改め、町名も変更した。『樂只堂年錄』第一七三卷中にあるその主な内容は、

一、只今迄古府中と申候事相止、府中と斗（申すべき事）

一、古城と申事相止、元何町と申すべき事

一、町々古と申事相止、元何町と申すべき事

である。村分に編入されていた古府中を市域に加え、かつこれまで古柳町のように呼ばれてきた町名はここで元柳町と改称された。また別に伊勢町を山田町、川尻町を緑町等と変更している。続けて一月一八日に甲府城曲輪修復計画の絵図面を幕府に提出し、同二五日に許可を受けた。⁽⁵⁾

甲府城の殿舎造営もまたそれと並行してすすめられた。絵図面が

完成すると、宝永三年一月一九日に斬初めをし⁽⁶⁾、六月二三日に柱立⁽⁷⁾、

九月二八日に上棟⁽⁸⁾がとり行われた。管見の限り甲府城殿舎造営作事

組織を直接知る史料は知られていないが、『樂只堂年錄』の他に町

年寄大木家文書『用留』⁽¹⁰⁾、ならびに甲州在方国役大工の一人

である、旧畔村（現在甲府市住吉町）の加賀美家所蔵文書⁽¹¹⁾をもとに、

おおよその状況を把握しておこう。甲府城殿舎に掲げられた棟札文

言の一部を次に示す。

〔史料1⁽¹²⁾〕

（右）新羅三郎後胤國主四位少将源吉保朝臣營造

（中）甲斐国城中 公署

（左）寶永三年内戌九月二八日上棟

（下）奉行家臣 柳沢権大夫源保格

家臣 平岡宇右衛門源資因

家臣 近藤図書藤原武務
家臣 鈴木主水滋野正竹
副奉行家臣 松平九左衛門源貞清
都料匠 内山和泉櫛政舎

造営上の建設技術責任者である都料匠は、柳沢家家臣の御大工頭内山金兵衛が務めている。また造営奉行の柳沢、平岡、近藤、鈴木の四名は家老職にあり、副奉行の松平九左衛門はこの時御用人であつたと推察される。宝永三年九月二八日の上棟に続き、吉保は主だつた功労者に金品を下賜しているが、対象となつた諸職人の名まで『樂只堂年錄』ではわからぬ。

さて、甲府城殿舎の絵図面作成を担当したのは甲州在方、千塚村（現在甲府市に編入）の役引大工、中沢長右衛門である。『新編甲州古文書』中には、この中沢家に対し發給された天正八年（一五八〇）の武田家印判状写と、同一〇年の徳川家印判状写が收められている。同様に、役引大工を務めた畔村の加賀美家には現在二〇点を超える史料が保存されており、その中には右の中沢家関係のものが数点含まれている。千塚村の中沢家と畔村の加賀美家はともに甲府近郊の役引大工を務める立場上、交流の篤かつたことが窺える。このうち元文三年（一七三八）四月に、千塚村の役引大工中沢宇兵衛が御用を拝命したいと奉行に願い出た願書「乍恐奉願候口上書之覚」の一部には次のように記されている。⁽¹³⁾

〔史料2⁽¹⁴⁾〕

一、松平美濃守様御代宝永乙酉年、當御城内御居間御廄御會所ニ而御絵図を以御普請中世話仕候様ニと、御奉行衆り父長右衛門ニ被御付候、只今御絵図所持仕罷在候、廿四日之御役相勤罷在候御事

この文言の通り、中沢長右衛門が作成したと考えられる絵図控えの一部がやはり加賀美家に所蔵されている。この絵図断片は対象の建築が何であるか今まで明らかにされていなかつたが、他の絵図面との照合により、宝永期甲府城殿舎であると判明した。絵図の破損がひどく図面の全貌を明らかにすることはできないが、山梨県立図書館蔵、若尾史料中の『御城中御普請御住居総図、1ならびに2』と比較し、部分比定をすることができる。1が史料2中の「御会所」に、2が「御居間」に相当している。但し「御厩」の図面は見当らない。

みに対象を限定する。

(図1、ならびに図3—①)

樂屋曲輪の「御会所」（以下樂屋曲輪の「殿舎棟」と呼ぶ）を中心長戸門が廻り、さらに能舞台と上下の樂屋が設けられている。これらは年始・佳節・朔望等の祝式を行う儀礼的な建物である。このうち特に中心となる殿舎棟について、『裏見寒話』では張附襖、釘隠し等に柳沢家の花菱定紋が用いられているとし、さらに「上段御間は明り床彫物も花菱、脇は備後表廿五畳敷、襖・杉戸の引手も花菱、杉戸の絵は皆探信の筆也。」と記述している。

二 殿舎復原ならびに建築的考察

宝永の甲府殿舎図面を、前記『御城中御普請御住居総図、1ならびに2』（以下『総図』と略）より図1—a、b、図2—a、bに示す。それぞれaは全体図、bは室名を記入した平面図である。『総図』は大正六年の写しであるが、造営時に副奉行を務めることになる松平九左衛門の名と宝永二年一月の日付があり、同じ時に甲府城曲輪修復計画の絵図面が幕府に提出されている事実からすると、『総図』のもととなつた原図は同じく幕府に提出された絵図面の控えであったと考えられる。これにより宝永二年の絵図作成段階における殿舎建築を知ることができると、さらに『樂只堂年録』（以下『年録』と略）第一七三巻所収の図面によつて、甲府城内に、実際に構築された建物の形態を知り、前段階と比較することが可能である。『年録』中の図面を図3—①～⑤に、各建物の配置を知る上での甲府城郭全体図を図4に示す。櫓や鎮守祠堂等も同時に補修、増築されているが、本稿では殿舎造営の中心をなした代表的建物の

位置がこの両図で全く異なつてゐる。元來、殿舎棟の最南端に、東西方向へ縦列につながる「御上段」、「一之間」、「御次」が計画されていたのだが、實際には別に「下段」を設けて「御上段」から「御次」に至る座敷列を鉤の手型に屈折させてゐる。そして「上段」に隣接して「納戸」を設けている。建物母屋部分の「御次」から庇部分と考えられる東端の「次」への動線にも若干変更が見られる。座敷列のこのような設計変更是能舞台との関係を考えて行わたることであると推察される。

近世大名の殿舎や居館において、能舞台を設けることはよく行われてゐる。例えは時代的に少し遡る例であるが、仙台城二丸居館の天和以前と推定される図面では図3—①と同様に座敷列は鉤の手型に並び、能舞台と上段（御上壇）、下段の三つの空間が庭を隔てて一列に配置された形をとる。同じ伊達家の寛文期の江戸愛宕下上屋敷ではこれと異なり、図1—bと同様床を背にしないで舞台能を観覧する配置をとるが、佐藤巧氏によればこちらが古式であるとして

いる。甲府城殿舎は寛文一天和期よりは時代が下るが、結局古い形式で当初計画された座敷配置を、床を背にする形へと変更したといふことなのだろう。

また、実際の建築変更であるか、あるいはただ図面表現の変更にすぎないか定かでないが、図1—bでは座敷列を開む縁が博縁、図3—①では切目縁になっている。

さて、図3—①の内容と『裏見寒話』中の記載を照合し、儀礼空間である楽屋曲輪殿舎棟のうちでも最も格の高い「上段之間」について、より克明に復原してみよう。『総図』には図1、2に掲載した内容の他に開口部装置や天井、軒の仕上げが記入されており、また屋根が架かる範囲も彩色で示されている。『年録』の図面ではそれらが不明だが、『総図』から確実な情報を選択、考証して補填することにする。尚、『裏見寒話』は殿舎棟のすでに存在しない宝曆年間に上梓されたいわば二次史料であり、またその筆者は建築を専門とする人物でないため、記述照合作業にはかなり大胆な想像や否定を余儀なくされる。

(1) 上段御間は明り床彫物も花菱……明り床とはいわゆる附書院である。図3—①中「上段」の北側壁面に「トコ」、「タナ」の記入がある。「トコ」即ち床の間に続けて明り書院、即ち附書院があり、それを指すと仮定すれば、明り床彫物は附書院欄間の彫物ということになる。彫物のモチーフには、やはり花菱定紋が用いられているとされる。

(2) 豊は備後表廿五畳敷……備後産の豊表を用いているのは可として、二五畳敷というものは謎である。『総図』の原本は実際の一間が一寸のスケールに縮小されていると考えられる図面であり、それが

従うと図1—bにおける設計段階の「御上段」は三間×三間の一八畳敷ということになる。図3—①ではもとの「御上段」に床、棚の三畳分を加えてそつくり「下段」にしてしまい、同大の「上段」を新たに設けているから、結局二畳敷ではないかと考えられる。二五畳敷とは、五間×二間半の部屋でないと納められないため、『裏見寒話』中のこの数字は真憑性が薄いと考える。

(3) 梗・杉戸の引手も花菱、杉戸の絵は皆探信の筆也。……『総図』中の建具記載は、主に障子、梗、杉戸である。その引手金具にも花菱のモチーフが用いられていることを示し、さらに杉戸の絵は狩野探信の筆になると述べている。『樂只堂年録』には柳沢家の江戸屋敷の内部装飾記述が見られるが、狩野探信の絵を用いる点では江戸も甲府も一致している。¹⁸⁾

また『総図』によると座敷列南側の庇に相当する空間(豊廊下か)には、部屋境延長ごとに杉戸が入り、同時に「竹之節」とあることから、杉戸の上部には竹ノ節欄間が入るのである¹⁹⁾。

同時に、図1—bにおける「御上段」—「一之間」—「御次」—「次」の各部屋境には大梗(禎)が入り、さらに「鴨居上簾さま」とある。簾さまとは簾狭間、即ち簾のついた格狭間を指しているが、ここでは鴨居上についての説明で当然欄間の種類を指定した記載であるため、格狭間の配された幾欄間であろうと推定する。尚「一之間」、「御次」の北側の開口部は梗、南側は欄間とともに障子戸が入る。

図3—①では「上段」に隣接して「納戸構」という記載が見られる。前述の通り、座敷列を鈎の手型に屈折させたと同時に「納戸」を設けたと考えられるが、「上段」と「納戸」の部屋境には「納戸

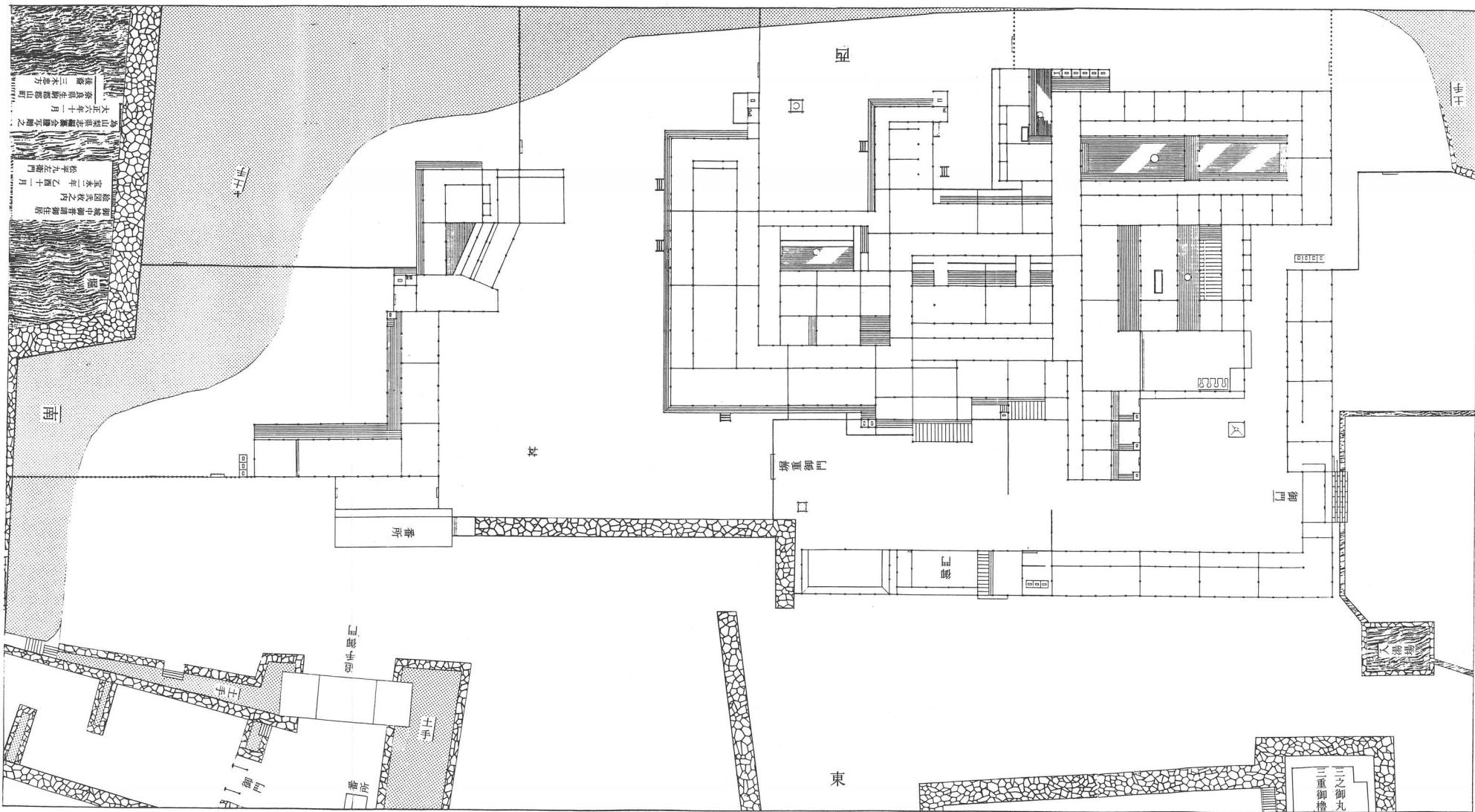


図1-a 御城中御普請御住居總図1(楽屋曲輪)

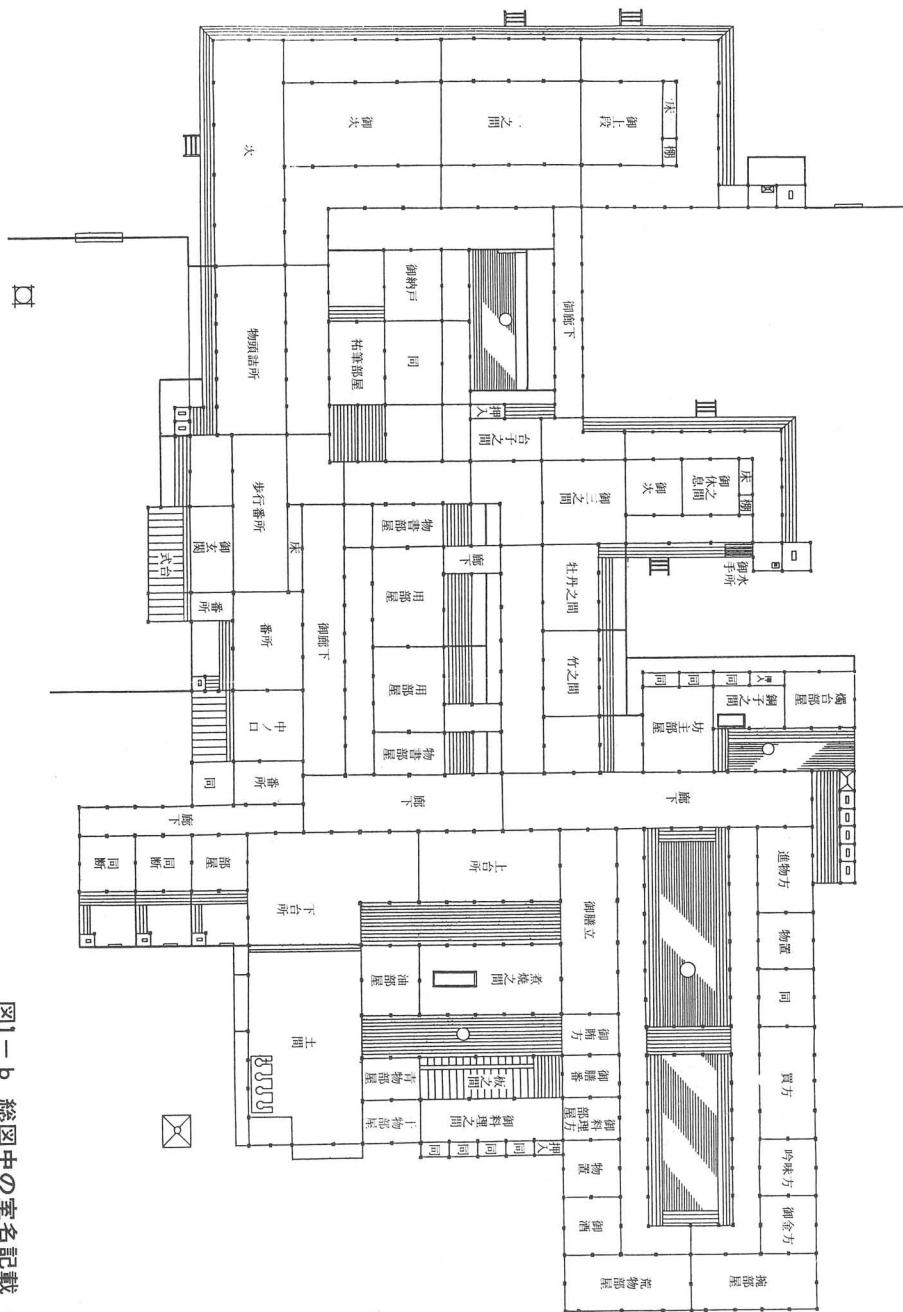


図1-b 総図中の室名記載

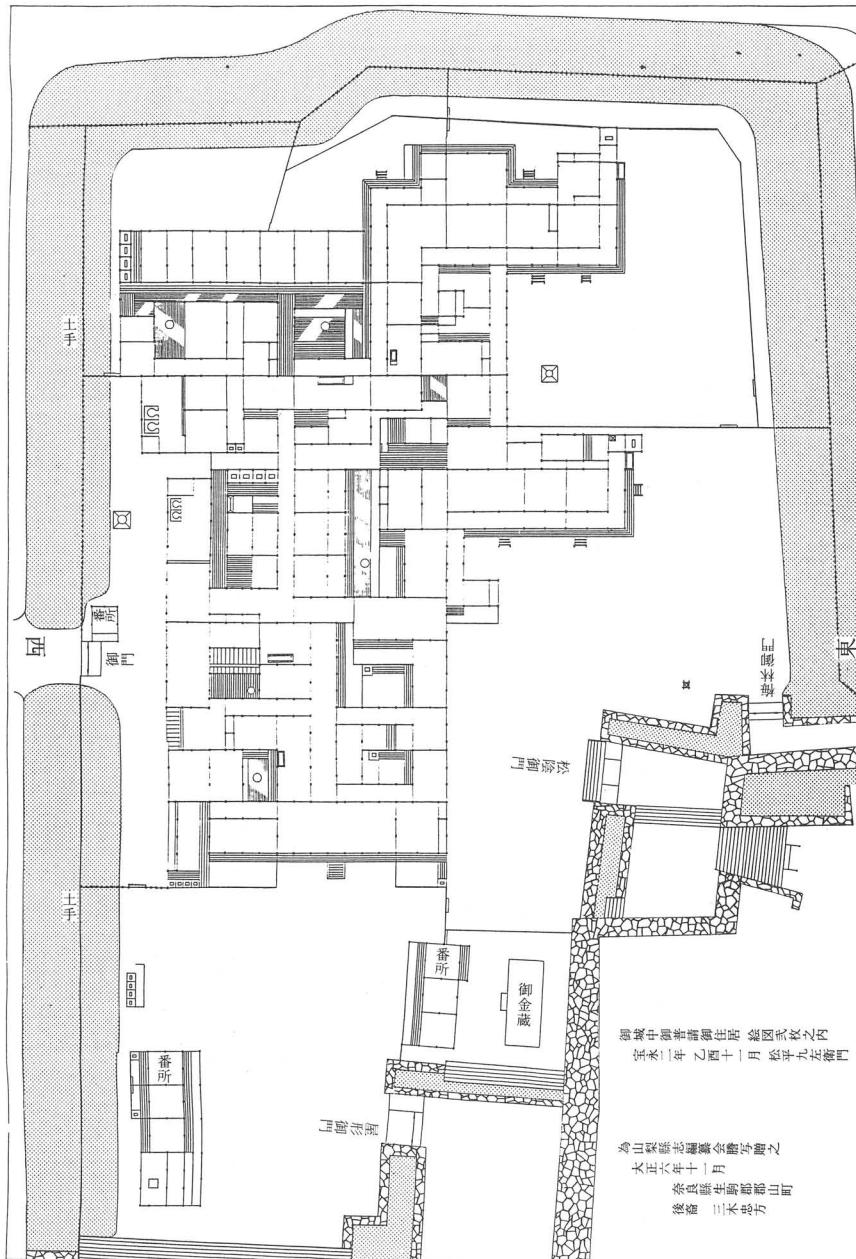


図 2-a 御城中御普請御住居總図 2 (屋形曲輪)

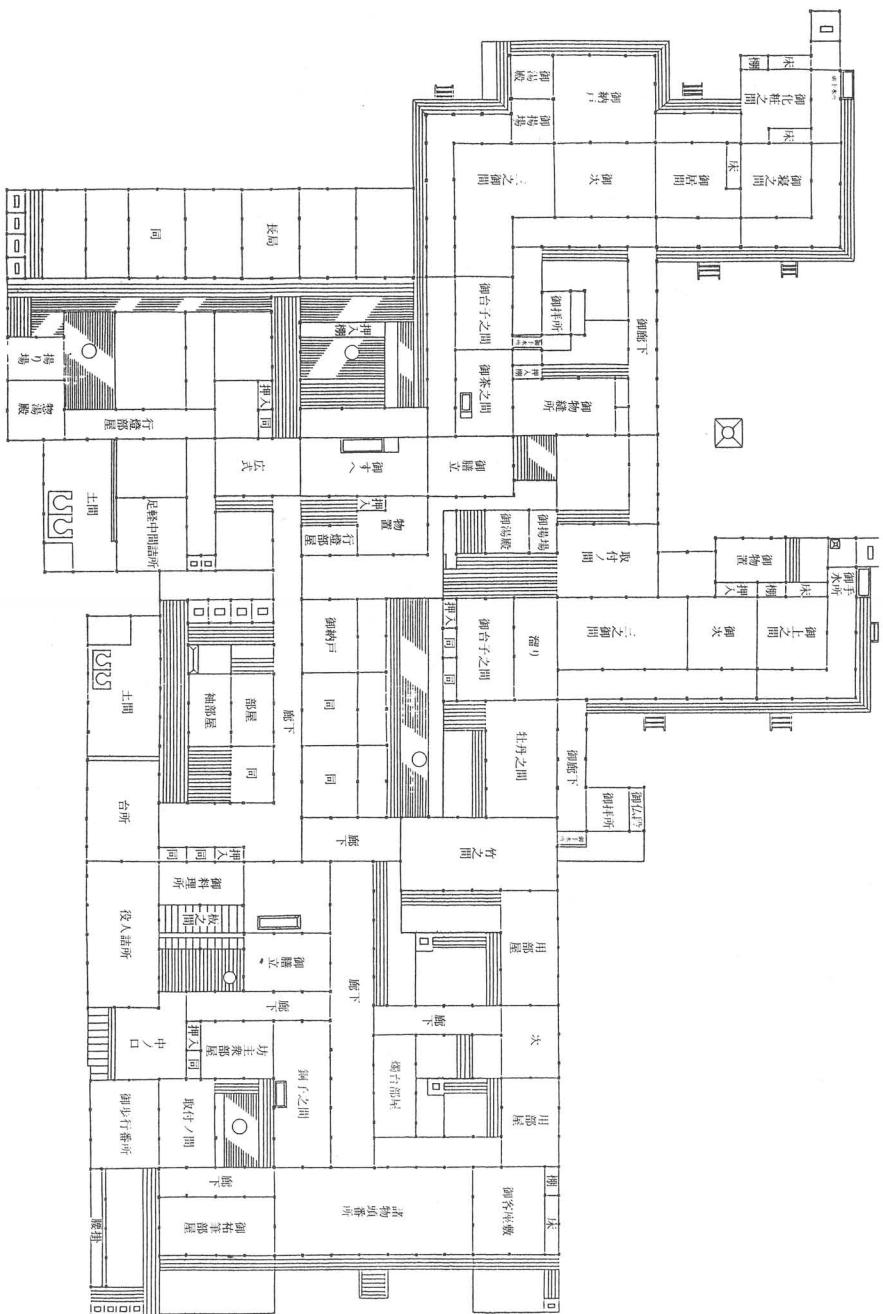


図2-b 総図中の室名記載

構え」もしくは「帳台構え」と呼ぶ開口部装置を設けることが通例である。殿舎建築における納戸構えとは畳の面より少し上に敷居をおき、鴨居は長押より一段低く設けて、丈の低い四枚の豪華な襖を入れる形式をとる。中央の二枚は左右に引分けとし、引手に紺房を付けることが多い。甲府城築屋曲輪殿舎棟の納戸構えもおそらくほぼ同様の形態であつただろうと考えられる。

さらに『総図』によると、殿舎棟の天井の記載は「板天井」、「加々美（鏡）天井」とし、椀部屋や荒物部屋など物置的空間、もしくは開

炉裏のある煮焼之間などは「裏板」、即ち天井を張らずに屋根裏がそのまま見える仕上げであつたと考えられる。上段之間の天井には「板天井」とある。板天井とは文字通り板張りの天井に対する総称で、棹縁天井、格天井、鏡天井等多数の種類が挙げられるが、前述のようないくつかの天井は別途記載されているので、ここでは殿舎の座敷にふさわしい格天井、もしくは棹縁天井を意味するのであろう。

『裏見寒話』によると、「樂屋曲輪殿中張附櫛格天井」：という記載のあること、二一畳大の上段之間であるから格天井がより適していると思われること、の二点から格天井と考へてよいだらうと思う。

以上の内容を考慮に入れながら、図3-①において「下段」の室内に立つて北側を向き、奥の「上段」を見通した内観透視図（インテリア・ペースペクティヴ）を作図し、図5に示す。「下段」の右手にある部屋が「一之間」である。これまで考察してきた通り不明な点もいくつかあるが、ほぼここに示す姿が宝永三年（一七〇六）より約三〇年間、甲府城に存在していた最も格の高い部屋の様相である。

能舞台との視覚的な軸線を考慮に入れて、座敷列の配置変更をしたと思われることにはすでに触れたが、この能舞台は柳沢の文芸愛護を物語る施設である。吉里が甲府へ入城して間もない宝永七年一〇月末、この舞台で「能を奏てさせ自身にも舞いて家中の諸士並に國中の寺社町中道中の者までに見物させたり」とある。町中の者といつても上層町民であろうと思われるが、一〇月二一日新しい能舞台で能を演ずる若い藩主に、町年寄以下が拝謁に出向いた。江戸、ひいては上方の武芸、文芸を甲府に移入した柳沢時代の幕明けであった。

しかし、柳沢時代の後、殿舎棟と下樂屋は取り崩され、能舞台は「銅瓦田安御殿へ引せらる」と『裏見寒話』は述べている。『御用留帳』によると、元文四年（一七三九）二月に殿舎棟は江戸深川の商人が一括請負で取り壊しており、能舞台と樂屋も寛保二年（一七四二）五月より取り崩しの請負人が入札で公募された。樂屋の廃材はさらに寛保四年に至つてやはり入札で町民に払い下げられた。

（図2、ならびに図3-②）

屋形曲輪の「御居間」＝御屋形、すなわち吉里の住居である。主上の寝所と正室の寝所を中心とする二棟の翼部に、長局や、厨房等生活空間の設けられた構成をとる。それぞれの翼部の持仏堂（拝所）が、竜山永慶寺を営む等、特に黄檗宗に信仰の厚かった柳沢家の信仰生活を窺わせる。この屋形は柳沢吉里が大和郡山に転封になつて間もない寛保二年（一七二七）冬、火事で焼失した。

（図3-③）

城内で最も高い建物が本丸の天守台であるが、宝永年間に新築されたものでなく、寛文年間に甲府家が建設し、柳沢家が補修を加え

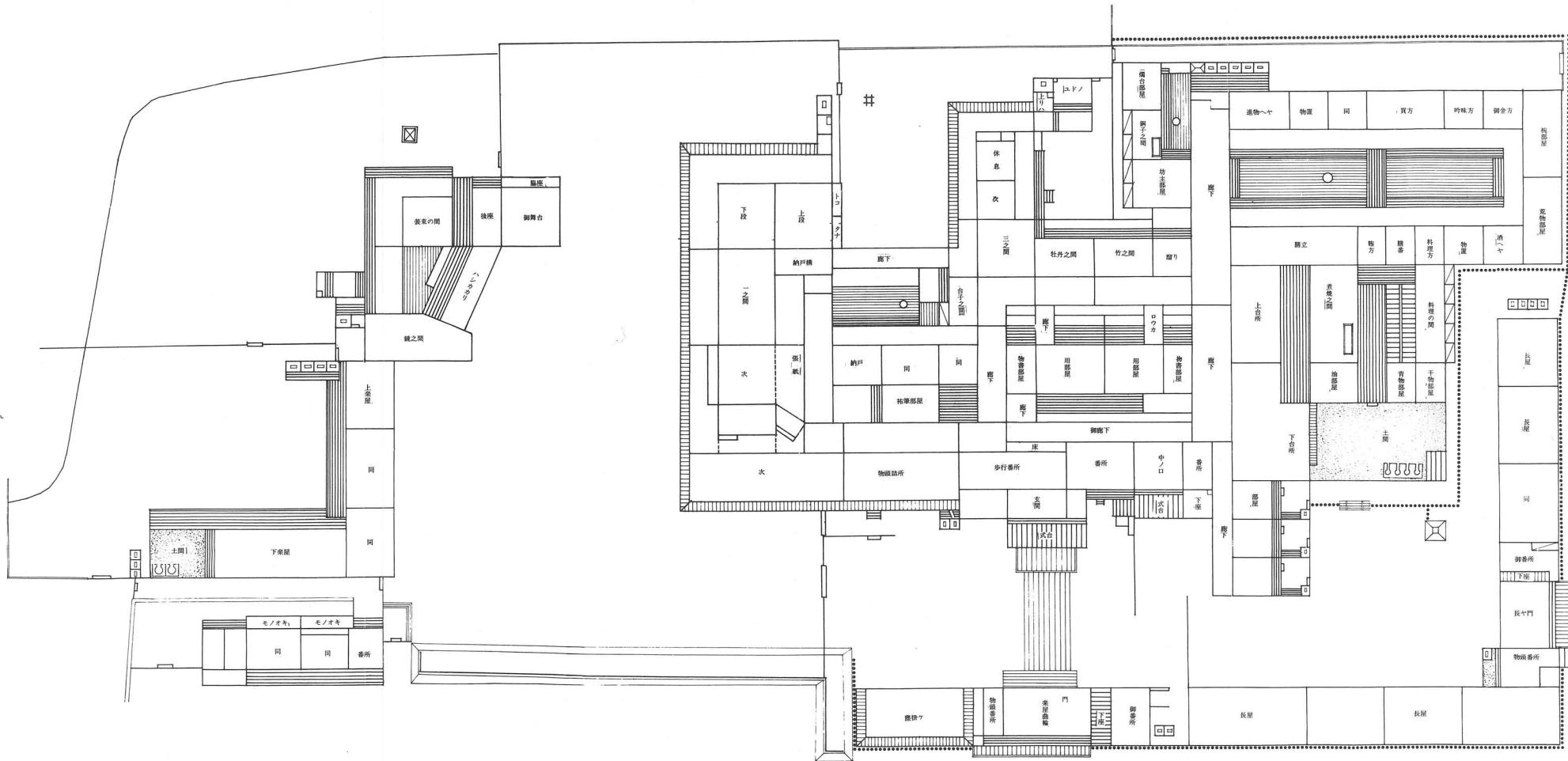
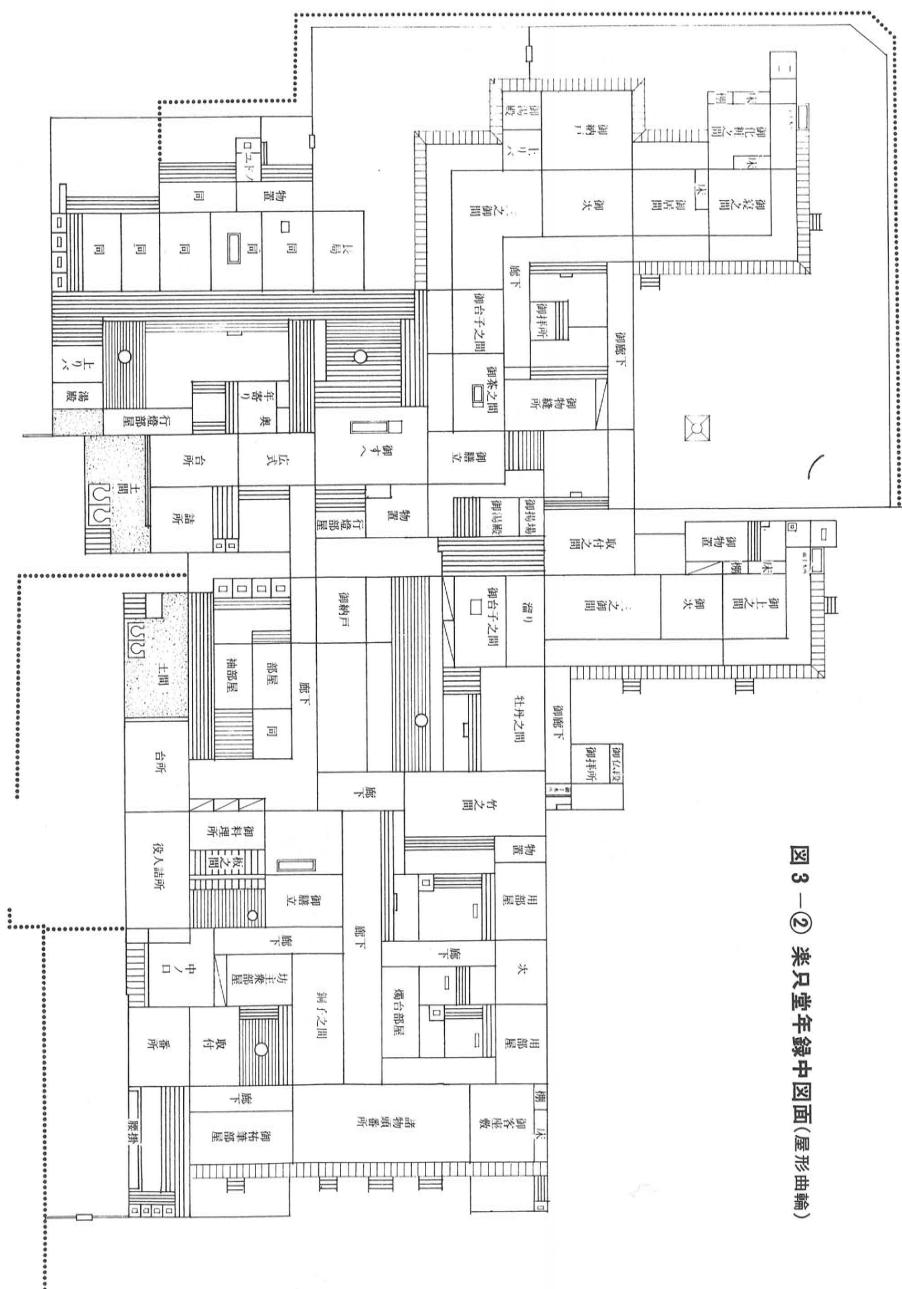
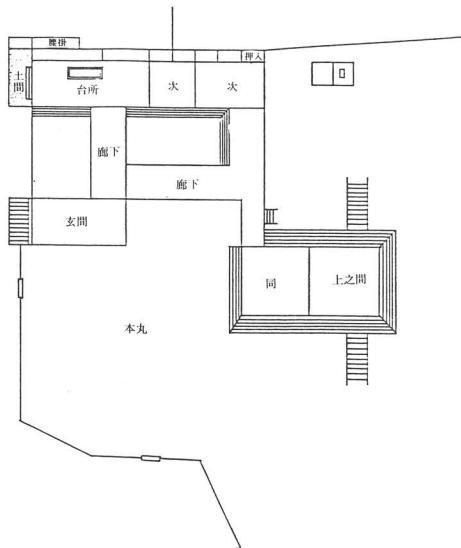


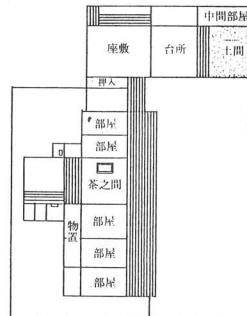
図3-① 楽只堂年録中図面(楽屋曲輪)

図3-② 楽只堂年録中図面(屋形曲輪)

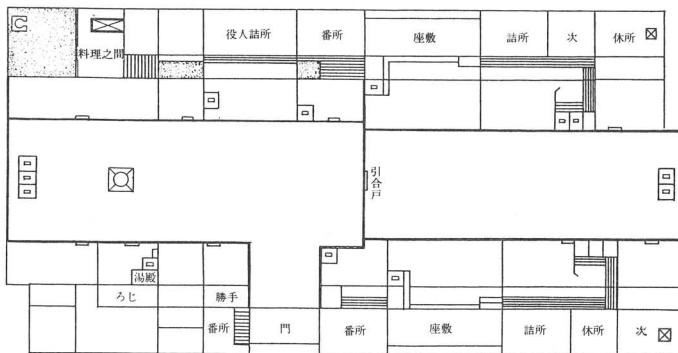




③



④



⑤

図3-③～⑤ 樂只堂年録中図面

(注)図3中、室名については、一部の片仮名表現を漢字に直して記載した。

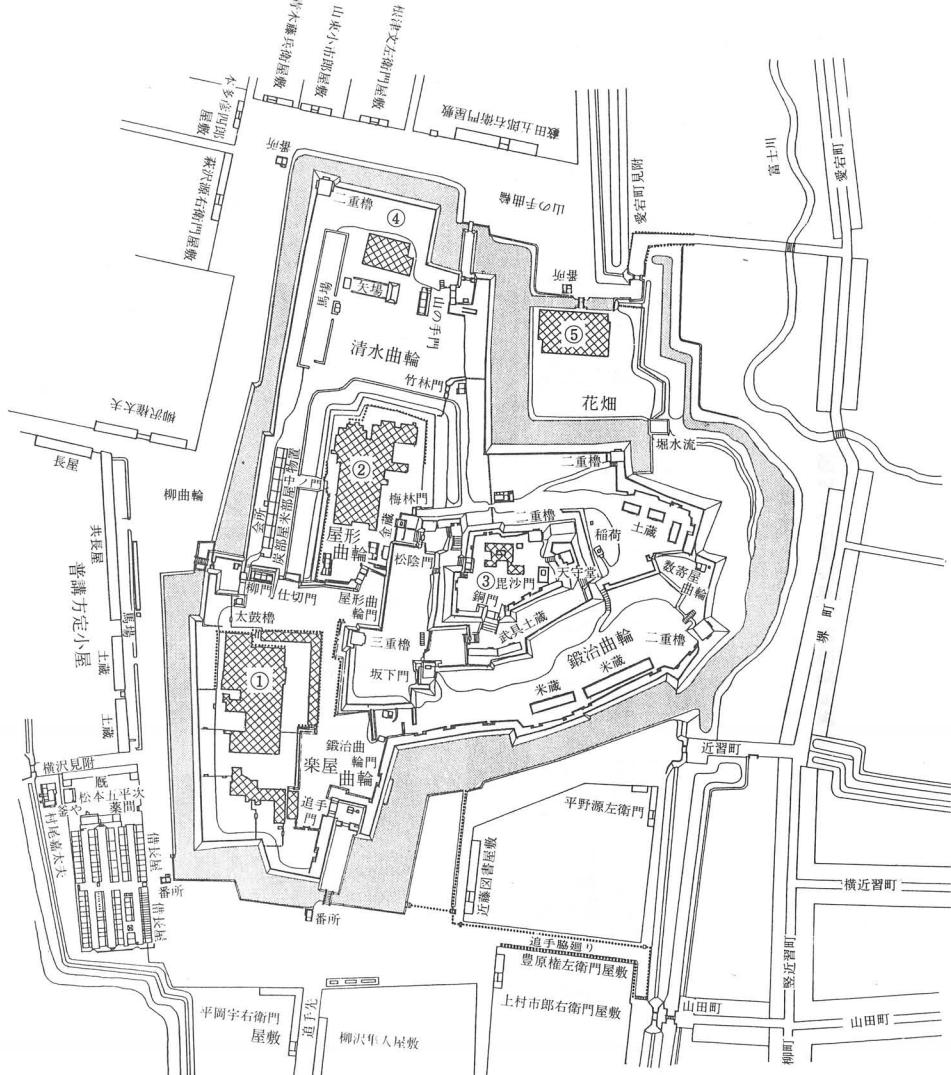
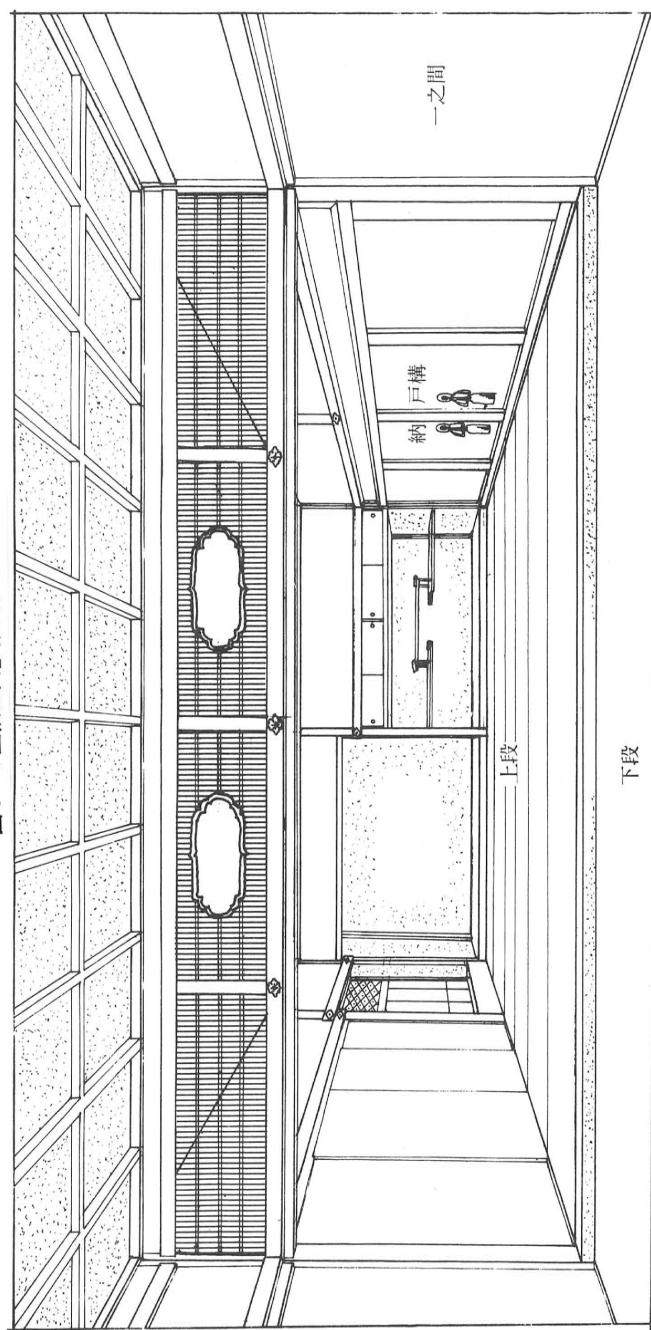


図4 城中普請全体図

圖 5 「上段之間」推定復原透視圖



た。図3—③の建物は柳沢の造営により、天守台の西脇に建設された。荻生徂徠の『峠中紀行』は甲府城殿舎造営に関して次のように述べている。

「州原胙監撫潛邸時所封。故事。親藩不之國。以故城唯樓堞。内

不設殿閣。及吾藩祚茅後。不得無所營置也。是時土木紛興。人工蟻

聚。」宝永三年九月一〇日、甲府城殿舎上棟式の一八日前に、徂徠

が甲府を訪れた際の記事である。柳沢時代までは甲府に入城しない家門を領主としていたため城はただ「樓堞」、すなわち望楼（物見櫓）と姫垣のみで、内部に殿舎を設けなかつた。今度始めて殿舎を造営し、その土木工事が盛んに行われ、人足が蟻のようにならつて集まつて構築されて間もない『甲府城之図』では、確かに櫓と門と兵舎様の若干の建物のみが描かれている。

徂徠もこの天守台に登り、周囲の眺望に感嘆した。天守台はやがて享保一二年焼失した。

（図3—④）

清水曲輪の御殿である。これは後に吉里の庶子国丸の住居として使われたため、「御殿」と呼ばれる。享保一二年に焼失した。

（図3—⑤）

『裏見寒話』によると、「御花畠山の手御門は東に吉里領せらるる内は長屋門一構あり。其長屋も御取崩り成て跡畑となる」とあり、文中の「長屋」ではないかと考えられる。これも、『裏見寒話』の執筆された宝暦年間にはすでに存在しなかつた訳である。

宝永の甲府城殿舎造営は、「是ぞ甲府の花盛り」といわれた柳沢時代の開始を表徵する作事であった。そして享保九年（一七二四）

に柳沢吉里が大和郡山に転封となり、甲斐一円が幕領化して間もなく、これら城内の建築物は火災で焼失したり、維持管理ができないため破却処分となつた。まさに繁栄の柳沢時代約二〇年間余のみ存続した建築文化の象徴であつた。

三 殿舎造営の職人像

図4を見ると城の西側に普請方定小屋があり、前述した徂徠の言う「人工蟻聚」、蟻のようにならつた人足たちの拠点であつたろうと考えられる。では職人や人足はどこから召集されたか。元禄一〇年（一六九七）に病氣で職を退いた坂田氏に代つて町年寄を務めた大木家による、宝永三年から五年までの『御用留帳』によつて概況を知りうる。宝永三年の用留は殿舎造営が終盤に入つた九月二〇日の記事から始まつてゐる。この年の一二月三日「御普請ニ付他国之者共參り此間段々國本へ帰り候者ハ、先達と申渡候通帰書上ヶ被指出、勿論諸用支有て不帰、宿ニ居候者之類ハ逗留之訛詮義可被致候」という触が廻され、作事で甲府に來ていた職人が帰つた場合その「帰書」を提出、まだ逗留を続ける者はその理由と所在を確認するよう通達が出された。このような通達は以前にも出されたと思われ、また同年一二月、翌四年九月にも再び出されるが、四年一〇月四日の大地震に見舞われた直後、近隣諸国の職人で甲府に滞在する者の身元確認のため、徹底した調査が行われた。それらの結果を表1にまとめる。但し、大木家は元来山田町の名主を務めた家柄のため、住民からの書上げは山田町のものがほとんどである。従つて表1は甲府全町のうち山田町一～三丁目に存在した外來職人の数を中心として示すものであり、甲府全町では少なくともこの数倍以上になる

表-1 宝永3～5年甲府外からの職人滞在状況

No.	出 典	日 付	記 事
1	宝永三年御用留帳	10月 27日 覚	一丁目七兵衛のもとに下山大工4人が宿をとっている。
2	" "	12月 7日 覚	一丁目伝右衛門のもとに滞在していた鳶の者は、組下30人を召連れ昨6日国本へ帰った。
3	" "	12月(中旬) 書上ヶ申御事	相州小田原の甚四郎という大工が御普請で当地に来ており、今まで穴山町三丁目市兵衛のもとに宿をとっていた。
4	" "	12月(10日)覚	三丁目与兵衛のもとに滞在していた石和町万右衛門という大工は、組下の大工と共に全員昨9日に帰った。
5	" "	12月 9日 —	大和屋吉兵衛組下鳶の者3人、7日に帰った。
6	宝永四年御用留帳	10月 11日 書上ヶ申御事	10月10日の触を受け、山田町に滞在する諸職人、商人の書上げを提出。合計6件中、1件が鳶、3件が大工である。 ①八郎兵衛のもとに昨年6月から宿泊している相州湯村の鳶、政右衛門、五兵衛、逗留中 ②七兵衛のもとに今年1月から宿泊している江戸京橋の大工八兵衛、善五郎、逗留中 ③権左衛門のもとに今年3月から宿泊している大工、京都の吉兵衛と江戸の九右衛門、逗留中 ④久兵衛のもとに今年7月から宿泊している江戸三河丁の大工七郎兵衛、逗留中
7	" "	11月 14日 覚	前記の江戸の大工九右衛門、緑町へ昨13日宿替をした。
8	宝永五年御用留帳	4月 13日 覚	一丁目七兵衛のもとに宿泊していた江戸新右衛門丁の大工、善五郎は仕事を終え、昨12日国本へ帰った。
9	" "	4月 29日 覚	一丁目重右衛門借屋にいた二郎兵衛はこの29日に連雀町二丁目半之丞のもとに大工の弟子に入った。
10	" "	9月 3日 覚	豊近習町の甚五兵衛のもとに宿泊していた江戸赤坂田町の大工、清三郎、長四郎、二郎右衛門の三名は昨2日に山田町一丁目の重右衛門のもとに宿を替えた。

特に町名のない～丁目は山田町を指す。

と考えられる。

表1中の1は、甲州の在方大工の中で最大の勢力をを持つ下山大工に関する、甲府の御用留中初見記事である。甲府の町方大工仲間と下山大工は一八世紀半ば以降、特に安永年間と文政年間に職域をかけた激しい係争を繰り広げている。⁽²⁾ この記事によりすでに一八世紀初頭の甲府において仕事をしていたことが証明される。建築系職人としては大工と鳶が集団で移動をしており、その出身地は小田原、石和、江戸、京都等と多様だが、江戸からの職人の多さが目立つ。柳沢家は駒込屋敷をはじめ、江戸に複数の屋敷を所有し、そこで専門の建築職人組織をある程度抱えていたと推察できるが、甲府城殿舎造営に彼らが召集された可能性がある。但し表1に見る職人たちと直接のつながりは不明である。甲府城殿舎がほぼ完成したと考えられる宝永三年の暮には「組下の者共召連れ」、多数の職人が国元へ帰郷していく状況がわかる。が、続く四年一〇月に山田町の職人滞在を記した6の記事では、四年に入つてから甲府にやつて来た少数の職人グループの存在を知ることができる。彼らはあながち甲府城の造営修復にたずさわる職人とは限らなかつたと思われる。さらに五年になると記事の性格に変化が見られ、宿替えや大工の弟子入門などを知ることができる。宝永四、五年に至つてはすでに多数の職人の移動が終結し、一部の他国職人が甲府に逗留しながら、藩士の住宅も含んだ一般の建築需要に対応していたと考えられる。

以上、甲府城殿舎造営の組織に関してまとめるところのようになる。

① 造営の建築責任者である「都料匠」は柳沢家の御大工頭内山金兵衛が務め、殿舎の絵図作成は甲州在方、千塚村役引大工の中沢長右

② 工事にあたり相、甲、武州といった近隣や京都から、多数の鳶と大工が甲府に集まつた。中でも江戸の職人の活躍が目立つ。彼らの一部は殿舎そのものが完成して後も、甲府で建設活動を続けたと考えられる。

四 結び・甲府町方大工と柳沢時代

近世を通じて一般に建築職人は増加する傾向にある。また藩初に設定された職人役や役引屋敷（もしくは拌領屋敷）の制度も時代が下るにつれて次第に変容を見せる。甲府もまたその例外ではなかつた。本来甲府の町方国役（役引）大工を中心としていた建築職人層に対し、元禄六年（一六九三）藩は職人役の徴用状況と役引屋敷の調査をし、国役職人の再把握を目指す。⁽²⁾ しかしこの職人役再編成は変容を見せる国役制度をそのまま是認、固定化してしまう性格を持ち、藩はほぼ同時期に入札請負による職人の雇用を盛んに行う。⁽²⁾ このことは国役制度を全く形骸化させる結果へとつながつていった。

甲府が柳沢家領有期を迎えるのはこの直後である。前述のようには殿舎造営をおおむねの契機として外部職人が甲府に入り、そのまま逗留を続けるケースがあつたと考えられるが、外部職人の甲府における活動が顕在化はじめるのはこの時代である。やがて甲府町方大工は享保一〇年の職人役の事実上の消滅とともに国役職人集団から「大工仲間」への傾斜を強めていく。⁽²⁾ 柳沢領有期はその過渡期にあつていて、宝永の殿舎造営は甲府の建築市場に当座の活況をもたらすと共に、甲府の大工を「仲間」としてやがて団結させる直接の原因となる外部職人流入の契機を与えた。一八世紀中後期以降に

甲府町方大工集団が見せる仲間結成の動きに對する遠因となつたのである。

(本稿図3—①～⑤、および図4の作成にあたり、東京大学建築史研究室、伊藤裕久氏の協力を得た。)

注

- (1) 甲府城総合学術調査団編、山梨県教育委員会、昭和四四年
(2) 小玉幸多、坪井清足監修、昭和五五年 新人物往来社
(3) 『樂只堂年錄』第一六一卷
(4) 同前、第一六四卷
(5) 具体的には門、小路、町名に對象が及んでいる。
(6) 『樂只堂年錄』第一七五卷
(7) 同前、第一七九卷
(8) 同前、第一八六卷
(9) 同前、第一九〇卷
(10) 本稿では山梨県立図書館蔵のマイクロフィルムを利用した。
(11) 加賀美家には永禄一一年(一五六八)の武田家印判状はじめ二〇数点の史料が保存されており、甲府市役所市史編さん担当の手によって撮影、整理されている。本稿では市史編さん担当の御厚意により、同室の複写史料を利用する機会に恵まれた。
(12) 注(9)に同じ。
(13) 『松平美濃守様御家中覚』(『甲州文庫史料』第六卷所収) および柳沢文庫蔵『重臣略譜』による。
(14) 『新編甲州古文書』第一卷中、中沢皆太郎家文書、四〇一、
(15) 四〇二。荻野三七彦、斎藤俊六編、昭和四一年、角川書店
(16) この史料は市史編さん担当室の整理番号四番のもので、中沢家関連の史料のうち最も真憑性が高いと判断して引用した。しかし、宝曆一二年(一七六二)成立と考えられる別史料に
「松平美濃守様御領國之節 宝永二乙酉年祖父宇兵衛相勤
候」とある。こちらの宇兵衛という名は誤記(写)の可能性があると考えるが、なお各史料の性格については再考の必要を残す。しかし、甲府城殿舎の絵図作成は、千塚村役引大工中沢氏の手によるにかわりはない。
(17) 『樂只堂年錄』第一七三卷は宝永三年九月二六日より月末までの記録であり、この日付の限り『總図』より早いことになるが、同卷中の図面は實際の工事期間中の記録であり、設計変更が貼紙などで指示されている。
(18) 『近世武士住宅』佐藤巧 昭和五四年、叢文社
(19) 『樂只堂年錄』第一七六卷他
(20) 『裏見寒話』は現在国会図書館はじめ各大学図書館等に写本が保存され、また『甲斐志料集成 三』、『甲斐叢書 六』、『未刊隨筆百種 一八』の三種類の刊本に活字化されている。三冊のうち、『甲斐志料集成』の記載にだけ、格の字が見られないが、他の二冊には「格天井」とある。
(21) 但し、『總図』では殿舎棟の番所や格の低い用部屋、物書部屋等にも「板天井」とある。『總図』中に記載された「板

「天井」は一種類の天井仕上げに限らず、格天井、棹縁天井の両方を含む表現と捉えるのが妥当であろう。

(22) 『福寿堂年録』第二四七巻(『樂只堂年録』からの通し巻

号)、宝永七年一〇月二八日條

(23) 大木家所蔵文書『宝永七年御用留帳』中、一〇月二〇日、

二一日付「覚」

(24) 山梨県立図書館蔵、頬生文庫。『元文四歳御用留帳』、

『寛保二歳御用留帳』、『寛保四年御用留帳』による。

(25) 『荻生徂徠著 峡中紀行・風流使者記』河村義昌(雄山閣、

昭和四六年)文章解釈は同書に依拠する。

(26) 広島市立中央図書館(旧浅野図書館)所蔵。『甲府城総合

調査報告書』所収。

(27) 山梨県下の大工とその建築作品に関する研究は下山大工閣

連に集中しているといつても過言ではない。野沢昌康「甲州番匠の研究 下山大工」(『甲斐路』一四号所収、昭和四二年)を始め、研究は数多い。

(28)

甲府の役賦課体系の研究としては安藤正人「近世甲府の都

市構造と役負担」(『史料館研究紀要』第一三号所収)が挙げられる。

(29)

拙稿「甲府町方役大工と入札制の展開について 一貞享・

元禄期を中心にして」日本建築学会大会学術講演梗概集

昭和六一年

(30)

拙稿「甲府町方役大工と享保甲州幕領化 一冥加仲間への

展開契機」日本建築学会大会学術講演梗概集 昭和六二年

(東京職業訓練短期大学校教官)投稿)